

公益財団法人岩手県学校給食総合センター管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県学校給食会（以下「本会」という。）の施設である岩手県学校給食総合センター（以下「センター」という。）の管理上必要な事項を定めるものとする。

(管理の範囲)

第2条 この規程に示す管理の範囲は、盛岡市流通センター北一丁目12番1号地内の本会所有敷地に設置された施設及び設備のすべてにわたるものとする。

(管理の体制)

第3条 センターの管理は、次の各号に示すところにより行い、その保全に努める。

- (1) センターの財産管理責任者には、常務理事をもって充てる。常務理事が不在又は欠けた場合は、予め常務理事が指定する者が代理する。
- (2) 常務理事は、別表1に示す施設管理分担区分表により、管理分担者を決めてその保全に努める。
- (3) センターの管理上特別の必要を認めた場合は、日宿直又は管理人を置くことができる。日宿直及び管理人の勤務については、別にこれを定める。
- (4) 非常災害に対処するため、必要な財産には災害保険をかける。
- (5) 非常事態における職員体制は、別にこれを定める。
- (6) 勤務時間外の警備体制は、警備保障会社と契約してこれを行う。
- (7) センター内の衛生管理及び清掃作業は、特別な場合を除き、衛生・清掃会社と契約してこれを行う。
- (8) センターの財産については、毎年1回以上、資産台帳等と現物を照合し、その保守管理に努める。

(センターの使用)

第4条 本会の事業以外でセンターを使用する場合は、次の各号に掲げる基準により使用を許可することができる。

- (1) 岩手県教育委員会及び各市町村教育委員会並びに学校給食関係機関の学校給食に関する事業
- (2) その他本会の目的達成に関係のある事業

第5条 センターの施設を使用しようとするときは、使用日の10日前までに本会に申込の上、許可を得なければならない。

(使用許可の取消し)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により第5条の許可を受けたとき。
- (2) センターの管理上必要があると認めるとき。
- (3) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(使用料)

第7条 第4条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の使用料は無償とする。

(損害の賠償等)

第9条 センターの施設又は設備を汚損し、滅失し、又は損壊した者は、会長の指定するところにより現状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。この場合において、使用者は、汚損等の事実について、速やかに会長に届け出て、その指示を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

センター施設管理分担区分表

施設区分		管理範囲	管理分担者数	
			主任	副主任
本館	1階	施設・設備	1	1
	2階	〃	1	1
	3階	〃	1	1
ボイラー室・変電室		〃	1	1
常温倉庫		〃	1	1
冷凍倉庫		〃	1	1
低温倉庫		〃	1	1
建物以外の施設	輸送設備	自動車・フォークリフト	1	1
	その他	給排水・樹木・舗装等	1	1